

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

① 次のいずれかの方

・直近5年以上東京23区の在住者

・直近5年以上、東京圏^{※1}(条件不利地域^{※2}を除く)に在住し、かつ、**東京23区に通勤^{※3}していた方**

② 移住支援事業を実施する都道府県が、**マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人**に新規就業した方又は**岩手県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方**

※1 東京圏
※2 条件不利地域
※3 通勤

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
岩手県 HP でご案内しております。
雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

移住支援金

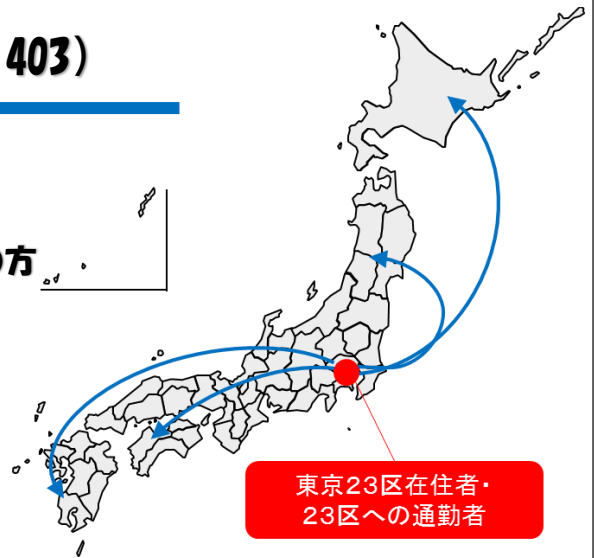
を申請される方は

すぐに政策推進課にご相談ください。

政策推進課： **電話 22-2111 (内線 403)**

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方
を確認させていただいております。

移住支援金の申請を予定されている方は、
転入後速やかにご連絡ください。



移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ **岩泉町役場政策推進課**

岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5(役場本庁舎 4 階)
電話番号 22-2111